



▲山根坂上遺跡の出土品（郷土博物館）

質問 当該事業については既に事業計画決定され、仮換地指定に向け作業が進められており、予定地内には文化財保護法に基づき周知された埋蔵文化財包蔵地がある。建築・開発行為により埋蔵物が出土した場合、同法による発掘作業には莫大な費用負担がかかることを伺う。

市長 ①予定地内には、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地があり、どの程度あると把握して

いるが、予定地内には文化財保護法に基づき周知された埋蔵文化財包蔵地がある。建築・開発行為により埋蔵物が出土した場合、市側において発掘費用等かかるべき負担措置をすべきと考えるがいかがか。

仮換地指定先で埋蔵文化財が出現しても個人の負担はない

市長 ①文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は、「天王台遺跡」「山根坂上遺跡」「羽ヶ田上遺跡」の三ヵ所である。「天王台遺跡」は、新奥多摩街道と根岸街道との交差点周辺区域の約四ヘクタール、そのうち約一ヘクタールが事業地区内であり、「山根坂上遺跡」は、おおむね新奥多摩街道から稻荷緑地の間の地区内である。そして、「羽ヶ田上遺跡」は、羽村東小学のうち約六ヘクタールが事業地区内である。そして、「羽ヶ田上遺跡」は、羽村東小学のうち約六ヘクタールが事業地区内である。

質問 ②「周知の埋蔵文化財包蔵地において、個人が自らの土地に自ら住宅を建てる場合に、文化財保護部局の経費において、記録保存のための発掘調査を実施すること」という通知が文化庁から出されている。従って、発掘調査に係る経費は公費負担となるので、個人自らが居住するために住宅を建設する場合は、仮換地指定先において埋蔵文化財が出現した場合でも、個人が負担することはない。

中根 康雄 議員

羽村駅西口埋蔵文化財について

雇用対策について

たかはし 美枝子 議員

質問 青年および障害者の雇用対策について伺う。

市長 ①青年の雇用対策について、国に対し、青年失業者・未就職者に仕事や職業訓練を保障するよう要望すべきではないか。

②羽村市の青年の就業実態は、③青年の就労相談窓口を設置すべきではないか。

④市内企業へ雇用拡大を働きかけ、青年雇用支援制度をつくるなど取り組むべきではないか。

⑤雇用創出のためのプロジェクトを検討し、青年の就労の応援をしてはどうか。

⑥障害者のための就労センターの設置を目指し、就労相談窓口を設置すべきではないか。

⑦企業訪問をして、障害者の就労に必要な研修等を実施し、就労支援をすべきではないか。

⑧障害者の就労支援のため、人事的な確保をすべきではないか。

障害者のための新たな就労支援策を検討している

市長 ①国や東京都では、雇用対策を喫緊の課題として取り組んでいることから、改めて要望する考えはない。

②ハローワーク青梅管内の平成十六年四月から九月までの就労データによると、三十四カタールで、そのうち約八ヘクタールが事業地区内である。

五百十七人、就職件数は七百二十一人とのことである。

③青梅市内にある労働基準監督署内には、国で設置した総合労働相談コーナーがあり、労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が面談、あるいは電話で受けており、新規採用枠の拡大を考えている。

④商工会が中心となって、「雇用対策委員会」を設置しており、新規採用枠の拡大を企業に要請するなどしている。市における若者の雇用支援は、この委員会が果たしていると考えている。

⑤市でできる支援は実施しており、国においても新たな取り組みが行われていると考えている。



▲求人コーナー（市役所1階ホール）



▲市は青少年健全育成の都市宣言をしています

候補者については、青少年対策地区委員会をはじめとする。対策地区委員会をはじめとす

青少年健全育成の都市宣言を行ってい

る。昭和五十九年に始まり、今年で二十年の間表彰を行ってい

る。

質問 模範青少年と模範青年団体の表彰基準は、非常に高いまで誰もが納得できるものではない。大人が納得できない基準で子どもを差別選別することはやめるべきである。

その表彰または推薦基準は、一として「その行動が特に顕著であると認められる者」、二として「三年以上奉仕活動を行った者」、三として「青少年・青少年団体の模範になると認められる者」とある。

青少年は、毎年表彰を受けるわずか数名ではないはずである。市自らが幼い子どもたちの心を傷つける行為は、行くべきでない。表彰に関係なく子どもたちは地域の役に立とうと暮らしている。少なくとも、見直しを行うべきであると考えるがいかがか。

今後も継続していく

教育長 青少年に対し、六市中二十市で同じような表彰を行っており、近隣では、青梅市、福生市、瑞穂町、あきる野市、昭島市で行っている。

模範青少年表彰や模範青年団体表彰は、昭和五十八年に行われた「青少年健全育成の町宣言」の趣旨に基づき、一号被保険者数は、七千七百二十九人、要介護・要支援の認定者数は、千九人、介護サービス利用者数は、七百五十二人である。

②社会保障制度として良好に機能してきたと評価している。また、利用者等への調査でも、一定の評価を得ていて。

制度見直しに適切に対処し、

模範青少年と 模範青年団体の 表彰はやめるべき

市川英子 議員

青少年にかかる各組織から推薦いただいている。青少年や青少年団体の活動について、模範と認められる者に対して表彰を行うことにより、青少年に活力と、豊かな人格の成長を促し、青少年団体にとっては、活動に大きな影響を与えるものであり、受賞を契機にさらに活動の発展が期待できるものである。

こうしたことから、今後もこれらの表彰は継続していくべきである。表彰に関する課題は、

①羽村市の介護保険の被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数は、

②介護保険制度に対する市、また利用者の評価と、市における課題は、

③市は制度見直しに對し、国にどのような要望をしたのか。

また、していくのか。

④見直し案の骨子にある、高齢者の保険料の六段階細分化と、施設入所者の居住費・食費の全額負担問題についての市長の見解は、

⑤同じく、新しいサービスとして「予防重視型システムへの転換」「地域密着型サービスの創設」「サービスの質の問題」等があり、市町村がサービスの指定・指導監督をするとなつているが、市長の見解は、

新制度へ円滑に移行していくことが当面の課題である。

⑥十五市町村共同で「介護のまちづくり特区」を提案した。また、東京都と都内区市町村で国に對して、支給限度額の拡大、保険料と利用料の低所得者対策などの提案を行つた。

今後も、全国市長会等を通じ、国の介護給付費負担金の見直し、被保険者範囲の拡大、財政的な負担等を強く求めていきたい。

⑦保険料の六段階細分化は、きめ細かい保険料負担対策として有効なものと評価する。

⑧保険事業計画等の策定や施設整備、専門職員の確保・育成、また財源の確保など多くの問題が重くのしかかつてくる。

今後の動向を見極め、慎重に對応していきたい。

介護保険制度改革について

そめ 染谷洋児 議員

今後も動向を見極め慎重に対応していきたい

市長 ①平成十五年度末の第

一号被保険者数は、七千七百

二十九人、要介護・要支援の

認定者数は、千九人、介護サー

ビス利用者数は、七百五十二

人である。

②社会保障制度として良好に

機能してきたと評価している。

また、利用者等への調査でも、

一定の評価を得ていて。

制度見直しに適切に対処し、

慎重に對応していきたい。



▲高齢者レクリエーションのつどい